

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政
令案新旧対照条文

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（政令で定める計画）</p> <p>第二十条 法第三十八条第十三号の政令で定める計画は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 北海道開発法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する北海道総合開発計画</p> <p>二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百二十七号）第六条の三第一項に規定する漁港漁場整備長期計画並びに同法第十九条第一項及び第十九条の三第一項に規定する特定漁港漁場整備事業計画</p> <p>三 東北開発促進法（昭和三十二年法律第一百十号）第三条第一項に規定する東北開発促進計画</p> <p>四 九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）第三条第一項に規定する九州地方開発促進計画</p> <p>五 四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）第三条第一項に規定する四国地方開発促進計画</p> <p>六 北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十一号）第二条第一項に規定する北陸地方開発促進計画</p> <p>七 中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十二号）第三条第一項に規定する中国地方開発促進計画</p> <p>八 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四条第一項に規定する沖縄振興計画</p> <p>法第四十一条第八号の政令で定める計画は、次に掲げるとおりと</p> | <p>（政令で定める計画）</p> <p>第二十条 法第三十八条第十三号の政令で定める計画は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 北海道開発法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する北海道総合開発計画</p> <p>二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百二十七号）第六条の三第一項に規定する漁港漁場整備長期計画並びに同法第十九条第一項及び第十九条の三第一項に規定する特定漁港漁場整備事業計画</p> <p>三 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第二条第一項に規定する振興開発計画</p> <p>四 東北開発促進法（昭和三十二年法律第一百十号）第三条第一項に規定する東北開発促進計画</p> <p>五 九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）第三条第一項に規定する九州地方開発促進計画</p> <p>六 四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）第三条第一項に規定する四国地方開発促進計画</p> <p>七 北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十一号）第二条第一項に規定する北陸地方開発促進計画</p> <p>八 中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十二号）第三条第一項に規定する中国地方開発促進計画</p> <p>九 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四条第一項に規定する沖縄振興計画</p> <p>法第四十一条第八号の政令で定める計画は、漁港漁場整備法第</p> |

する。

一 漁港漁場整備法第十七条第一項に規定する特定漁港漁場整備事業計画

二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第三条第一項に規定する奄美群島振興開発計画

三 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島振興開発計画

第十七条第一項に規定する特定漁港漁場整備事業計画とする。

小笠原諸島振興開発特別措置法施行令（昭和四十五年政令第十三号）（第二条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（国有財産の譲与等） 第二条 国は、関係地方公共団体において国有財産を別表第二の上欄に掲げる施設で法第四条第一項に規定する振興開発計画に係るもの用に供しようとする場合には、当該関係地方公共団体に対して、同表の区分に応じ、当該国有財産を無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p> | <p>（国有財産の譲与等） 第二条 国は、関係地方公共団体において国有財産を別表第二の上欄に掲げる施設で法第三条第一項に規定する振興開発計画に係るもの用に供しようとする場合には、当該関係地方公共団体に対して、同表の区分に応じ、当該国有財産を無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p> |

改正案

| | |
|--|--|
| 附則 | |
| （自治行政局の所掌事務の特例） 第五条 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。 | |
| 期限 | 事務 |
| 平成十七年三月三十一日 | （略） |
| 平成十九年三月三十一日 | （略） |
| 平成二十一年三月三十一日 | 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 |
| 平成二十二年三月三十一日 | （略） |
| （略） | （略） |

現行

| | |
|--|--|
| 附則 | |
| （自治行政局の所掌事務の特例） 第五条 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。 | |
| 期限 | 事務 |
| 平成十六年三月三十一日 | 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 |
| 平成十七年三月三十一日 | （略） |
| 平成十九年三月三十一日 | （略） |
| 平成二十二年三月三十一日 | （略） |
| （略） | （略） |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>附則 （大臣官房の所掌事務の特例） 第二条 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発基金に関する事務をつかさどる。 2・3（略）</p> <p>（大臣官房政策金融課の所掌事務の特例） 第四条 大臣官房政策金融課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、附則第二条第一項に規定する事務をつかさどる。</p> | <p>附則 （大臣官房の所掌事務の特例） 第二条 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務のほか、平成十六年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発基金に関する事務をつかさどる。 2・3（略）</p> <p>（大臣官房政策金融課の所掌事務の特例） 第四条 大臣官房政策金融課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、平成十六年三月三十一日までの間、附則第二条第一項に規定する事務をつかさどる。</p> |

改正案

| | | |
|--------------|-----|---|
| 附則 | | <p>（農村振興局の所掌事務の特例）</p> <p>第四条 農村振興局は、第八条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p> |
| 期限 | 事務 | |
| 平成十七年三月三十一日 | （略） | |
| 平成十九年三月三十一日 | （略） | |
| 平成二十一年三月三十一日 | （略） | <p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条の奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> |
| 平成二十二年三月三十一日 | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |

現行

| | | |
|--------------|-----|---|
| 附則 | | <p>（農村振興局の所掌事務の特例）</p> <p>第四条 農村振興局は、第八条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p> |
| 期限 | 事務 | |
| 平成十六年三月三十一日 | （略） | |
| 平成十七年三月三十一日 | （略） | |
| 平成十九年三月三十一日 | （略） | <p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条の奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> |
| 平成二十二年三月三十一日 | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |

| 改正案 | | 現行 | |
|--|--|-------------|---|
| 附則 （都市・地域整備局の所掌事務の特例） 第三条 都市・地域整備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。 | 期限 | 期限 | 期限 |
| | 事務 | 事務 | 事務 |
| 平成十七年三月三十一日 | （略） | 平成十六年三月三十一日 | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 平成二十一年三月三十一日 | 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。以下同じ。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 | 平成十六年三月三十一日 | 奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。 |
| | 奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。 | | 小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。以下同じ。） |

| | | |
|--------------|---|------------------------|
| | | 奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。 |
| | 小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。以下同じ。）の総合的な振興及び開発に関すること。 | |
| 平成二十二年三月三十一日 | （略） | |
| （略） | （略） | |

（都市・地域整備局離島振興課等の設置期間の特例）

第七条 （略）

2 都市・地域整備局特別地域振興課は、平成二十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

第八条 削除

（都市・地域整備局特別地域振興課の所掌事務の特例）

第十二条 都市・地域整備局特別地域振興課は、第九十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上覧に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

| | | |
|--------------|-------------|----------------------|
| | | （）の総合的な振興及び開発に関すること。 |
| | 平成十七年三月三十一日 | （略） |
| | 平成十九年三月三十一日 | （略） |
| 平成二十二年三月三十一日 | （略） | |
| （略） | （略） | |

（都市・地域整備局離島振興課等の設置期間の特例）

第七条 （略）

2 都市・地域整備局特別地域振興課は、平成十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（都市・地域整備局企画課の所掌事務の特例）

第八条 都市・地域整備局企画課は、第八十三条各号に掲げる事務のほか、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間、半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

（都市・地域整備局特別地域振興課の所掌事務の特例）

第十二条 都市・地域整備局特別地域振興課は、第九十二条各号に掲げる事務のほか、平成十六年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案

| 期限 | 業務 |
|--------------|--|
| 平成十七年三月三十一日 | 半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 |
| 平成二十一年三月三十一日 | 奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。 奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。 小笠原諸島の総合的な振興及び開発に関すること。 |
| | 並びに推進に関すること。 二 奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。 三 奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。 四 小笠原諸島の総合的な振興及び開発に関すること。 五 半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 |

| 改正案 | | 現行 | |
|--|-----|--|-----|
| 附則 | | | |
| （都市・地域整備局の所掌事務の特例） | | | |
| 第三条 都市・地域整備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。 | | | |
| 期限 | 事務 | 期限 | 事務 |
| 平成十七年三月三十一日 | （略） | 平成十七年三月三十一日 | （略） |
| 平成十九年三月三十一日 | （略） | 平成十九年三月三十一日 | （略） |
| <p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。以下同じ。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> | | <p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。以下同じ。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> | |
| 平成二十一年三月三十一日 | | 平成二十一年三月三十一日 | |

| | |
|------------------|---|
| | 奄美群島振興開発基金の行う業務に関するこ と。 |
| 平成二十二年三 月三十一日 | 小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法 （昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一 項に規定する小笠原諸島をいう。以下同じ。 ）の総合的な振興及び開発に関すること。 |
| (略) | (略) |

| | |
|--------|---|
| 期 限 | 務 |
| (略) | (略) |
| | 奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政 策の企画及び立案並びに推進に関すること。 奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に関 する関係行政機関の経費の配分計画に関する こと。 |

（都市・地域整備局特別地域振興課の所掌事務の特例）
第十二条 都市・地域整備局特別地域振興課は、第九十二条各号に掲
げる事務のほか、次の表の上覧に掲げる日までの間、それぞれ同表
の下欄に掲げる事務をつかさどる。

| | |
|------------------|---|
| | 奄美群島振興開発基金の行う業務に関するこ と。 |
| 平成二十二年三 月三十一日 | 小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法 （昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一 項に規定する小笠原諸島をいう。以下同じ。 ）の総合的な振興及び開発に関すること。 |
| (略) | (略) |

| | |
|------------------|---|
| 期 限 | 務 |
| (略) | (略) |
| 平成二十一年三 月三十一日 | 奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政 策の企画及び立案並びに推進に関すること。 奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に関 する関係行政機関の経費の配分計画に関する こと。 |

（都市・地域整備局特別地域振興課の所掌事務の特例）
第十二条 都市・地域整備局特別地域振興課は、第九十二条各号に掲
げる事務のほか、次の表の上覧に掲げる日までの間、それぞれ同表
の下欄に掲げる事務をつかさどる。

平成二十一年三月三十一日

奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。

独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発基金分科会の庶務に関すること。

小笠原諸島の総合的な振興及び開発に関すること。

奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。

小笠原諸島の総合的な振興及び開発に関すること。

| | |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 案</p> | <p style="text-align: center;">現 行</p> |
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（分科会の特例）</p> <p>第二条 委員会に、第五条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発基金分科会を置き、同分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人奄美群島振興開発基金に係るものを処理することとし、同分科会の庶務は、国土交通省都市・地域整備局特別地域振興課において処理する。この場合において、第五条第二項中「前項の表の上欄に掲げる分科会」とあるのは、「前項の表の上欄に掲げる分科会及び奄美群島振興開発基金分科会」とする。</p> <p>（交通関係研究所分科会の所掌事務についての読替え）</p> <p>第三条 （略）</p> | <p>（交通関係研究所分科会の所掌事務についての読替え）</p> <p>第二条 （略）</p> |